平成２７年（フ）第１７０号
秋田市下浜桂根字浜田76番地２
債務者　川村　浩善
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２３号
京都市左京区松ケ崎井出ケ海道町８番地１　グラン・ブルー北山通104号
債務者　西尾佳奈子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８５２号
京都府木津川市山城町綺田南河原107番地37
債務者　中西　友志
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
徳島県徳島市南昭和町６丁目55―４　佳都美マンション501号室、住民票上の住所徳島県徳島市八万町夷山128番地の５
債務者　富永こと　福本　諒子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０５号
青森市中佃１丁目17番５号　コーポ佃Ｂ―102
債務者　木村絵利子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
青森市岡造道１丁目３番19号
債務者　田川　里美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
青森市大字大野字片岡28番地14
債務者　立田　伸也
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
青森市奥野２丁目26番17号
債務者　島津　　信
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
青森県むつ市大湊上町21番５号　はうす　71
債務者　樋口　健治
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
神奈川県厚木市吾妻町２番Ａ―２―404号
債務者　松本　昌利
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５３号
神奈川県厚木市吾妻町２番Ａ―２―404号
債務者　松本　恵美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３８６号
神奈川県秦野市羽根158番地の22、前住所神奈川県秦野市渋沢1408番地の７　宮澤アパート　201号
債務者　鈴木　竜次
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４４８号
神奈川県厚木市下川入502番地１　泉コーポⅡ―202
債務者　青木　夏代
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科510番地の３
債務者　藤井　芳樹
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第６８６号
神戸市須磨区稲葉町３丁目１番23―311号、従前の住所神戸市西区糀台２丁目26番地３―1511号
債務者　佃　　敏一
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０２号
神戸市灘区永手町３丁目２番30号　永手コスモハイツ302号
債務者　築山　　斉
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０３号
神戸市中央区北野町４丁目７番18―515号
債務者　堺　　愛理
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部